

防整技第7817号
令和3年4月26日

各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所所長
殿

整備計画局施設技術管理官
(公印省略)

建設工事に係る決裁事務の整理について（通知）

今般、業務最適化に係る施策の一つとして、各地方防衛局における局長等決裁及び調達部長専決、局長等決裁とすべき案件の例及び調達部長専決とすることが可能な案件の例について、別紙のとおり整理したので業務の参考とされたい。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官

建設工事に係る決裁事務の整理について

1. 目的

建設工事の実施を担う各地方防衛局等（以下「局」という。）では、建設工事の実施に伴い多くの事務処理が生じる、その際の局の調達部職員が処理する地方防衛局長等（以下「局長」という。）の決裁及び専決について付紙第1及び第2のとおり整理したので業務の参考とされたい。

2. 専決の目的

専決とは、当該事項について権限を有する者の委任に基づき、常に局長に代わって、局長の決裁事項のうち、特定の事項について決裁することとされている。

法令等について、局長の権限と位置付けられている事項は局の所掌事務の広範多岐にわたっており、案件の内容の軽重（注1・2）にかかわらず、その全てについて、局長の判断を仰ぐこととすると、様々な決裁案件が局長に集中し、局長の負担が大きくなることにより、局の意思決定が遅延し、時宜にかなった効率的な行政事務の遂行に支障が生じるおそれがある。

このようなことから、従来から、局においては、「地方防衛局次長等の専決及び代決に関する達」等を定め、局長の権限の一部を専決者（次長、総務・企画・調達・管理部等の各部長等）に委任することにより、局長は、その判断が真に必要とされる重要（注2）又は異例（注3）に属する案件に専念することが可能となるほか、専決者がその職責に応じてその他の事項について専決することにより、局における迅速な意思決定及び効率的な行政事務の遂行を確保することとしている。

注1 軽易とは、専門的・技術的であり、そもそも裁量の余地がほとんどないこと、及び定例的であるため又は基本的な方針等が既に定められているため、裁量の範囲が狭く、その責任が比較的軽いことをいう。

注2 重要とは、地方防衛局の長として責任を有する局長の直接の判断を必要とすることをいい、局長としての判断と責任に裏付けられた決定が必要とされるものをいう。

注3 異例とは、緊急の場合等において、その案件に限って通常の手続きとは異なる特例的・例外的な取扱いを行うこと、及び局として、これまで関与したことがない前例のない新規の案件に関することをいう。

3. 局長の決裁事項

局長の決裁事項は、重要又は異例に属するものに関するもので、責任を伴う判断、又は特例的・例外的な取扱いを行う案件とされている。

＜局長の決裁事項＞

①重要に属するものに関する案件

- ア 地方防衛局の長として、責任を有する局長が直接判断すべき案件
- イ 局長の判断と責任に裏付けられた決定が必要な案件
- ウ 内閣の方針に係る決定に関する案件
- エ 防衛省の所掌事務遂行に係る新たな基本的な政策の採用に関する案件
- オ これまで採られていた政策を見直し又は変更に関する案件
- カ 国民及び地方公共団体等に及ぼす影響、その他の対外的・社会的影響又は反響が大きい決定に関する案件

②異例に属するものに関する案件

- ア 緊急の場合等において、その案件に限って通常の手続きとは異なる特例的・例外的な取扱いを行う案件
- イ 局として、これまで関与したことがない前例のない新規の案件

4. 支出負担行為担当官の決裁事項

支出負担行為担当官としての事務、例えば、建設工事等契約上の発注者として、受注者に対する「協議」、「通知」及び「請求」等に係る事務、受注者から発注者に対する「協議」、「提出」、「報告」、「通知」及び「請求」等に係る事務等については、代行機関制度が設けられている趣旨及び会計事務の特殊性から、一般行政事務の処理にあたって行われているような、支出負担行為担当官の補助者による専決は認められていないことから、局長決裁とする必要がある。

なお、局長は、その所掌する局に所属する会計機関の事務の一部を処理させる必要があるとき、代行機関に委任する必要があるときは、予定価格が250万円を超えない工事の支出負担行為に関する事務の範囲で防衛大臣に申請し、当該局に所属する職員に処理させることができることとなっている。

5. 調達部長の専決事項

専決事項は、あくまでも重要又は異例に属しないものであることが前提であるため、一般的には調達部長の専決とされている事項であっても、責任の重さ、対外的・社会的な影響等を個別的又は具体的に判断し、重要又は異例に属するものと判断される場合には、局長の決裁事項とすべきである。

また、専決により専決者限りで決定した場合であっても、外部には局長の決定として表示され、法的効果を生ずることとなることに留意し、重要又は異例に属するものであるかの判断を適切に行うことが必要である。

<調達部長の専決事項>

- ① 専門的・技術的であり、そもそも裁量の余地がほとんどない案件
- ② 基本的な方針等が既に定められているため、裁量の範囲が狭く、その責任が比較的軽い案件
- ③ 既定の方針に従った手続行為と判断される案件

6. 文書管理システム

文書管理システムを用いた起案により難い案件について（防官文第 19306 号。26. 12. 26）のとおり、予定価格に関する案件は、文書管理システムを用いた起案により難い案件とされていることから、予定価格の基礎となる積算価格内訳明細書は、文書管理システムを用いた起案は行わない。

また、積算価格内訳明細書を除き建設工事の実施に際し、起案を必要とする案件は、原則として文書管理システムを用いて起案することとする。

なお、合議先の指定は、起案の手引き（6 合議先について）のとおり、必要最小限とすることを貴下職員に徹底、指導されたい。特に先例にならって合議先を指定している場合も見受けられることから、個別の事案の内容を勘案して最小限の合議先を指定し、事務を効率化するよう指導されたい。

局長決裁とすべき案件の例

1. 基本計画書(通知)

基本計画書は、防衛省設置法及び防衛省組織令(以下「防衛省設置法等」という。)で定められた整備計画局の所掌事務として、防衛大臣が定めた「防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令」(以下「取得等訓令」という。)等に基づき、幕僚長等が整備計画局長と協議の上、予算の範囲内で作成し、実施の目途が立たない一部計画未確定の工事については、項目名称を括弧書きとした上で、防衛大臣の承認を受け、防衛大臣から局長に通知されるものであることから、調達部長の専決事項③に該当するとも考えられる。

しかしながら、基本計画書は、当該年度に計画されている全施設の整備目的や場所、工事の事項、実施の目途が立たない一部計画未確定の工事等が記載されていることから、局長の決裁事項①の特にア及びカに該当し、更に①のイからオ、②の特にア又はイに該当する案件に関連する施設の整備が含まれている場合もあると考えられることから、局長として、直接決裁又は供覧する必要がある。

2. 開示請求に伴う開示不開示の決定

開示請求に伴う開示不開示の決定は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき、行政機関の長としての事務であるため、局長の決裁事項①の特にア及びカに該当すると考えられることから、局長として、直接決裁する必要がある。

ただし、過去に開示請求に伴う開示不開示の決定がなされたものについては調達部長の専決事項③に該当するものと考えられる。

3. 工事完成前の使用について(要請・協議)

工事完成前の施設の使用に係る要請及び協議は、取得等訓令に基づき、供用事務担当官と局長の間で行なわれる事務であるが、当該工事目的物の全部又は一部を使用するためには、契約書に基づく発注者として受注者の承諾を得る事務や発注者として中間検査を行う事務、支出負担行為担当官としての事務が必要であることから、完成検査や指定部分検査の施設の引渡しを行う一連の事務と同様に、支出負担行為担当官たる局長の決裁事項①のアに該当すると考えられることから、局長として、直接決裁する必要がある。

4. 大規模工事現場の指定

大規模工事現場の指定は、工事監督の実施細目に基づき、工事の規模、工期及び複雑性を総合的に勘案して、発注機関の長たる局長が行うものであり、指定された大規模な工事現場においては、当該工事現場における工事全般について1名の工事監督官を指名し、その者を統括監督官として指名することができることとなっているが、指名される統括監督官は、課長職相当の重責を担うことになるため、局長の決裁事項①

の特にア及びカに該当すると考えられることから、局長として、直接決裁する必要がある。

5. 工事成績評定結果の通知に対する説明書

工事成績評定結果の通知に対する説明書は、工事成績評定要領に基づき、当該通知を受けた受注者から発注機関の長たる局長が当該評定の内容についての説明を求められた場合に作成され、回答するものであるため、局長の決裁事項①の特にアに該当するものと考えられることから、局長として、直接決裁する必要がある。

調達部長専決事項とすることが可能な案件の例

共通.

調達部長の専決とされている事項であっても、責任の重さ、対外的・社会的な影響等を個別的又は具体的に判断し、重要又は異例に属するものと判断される案件については、局長の決裁事項とすべきである。

1. 実施計画書(申請)

実施計画書(申請)は、取得等訓令等に基づき、防衛大臣から基本計画書の通知を受けた局長が取得等要求機関の長と連絡調整の上、局長の決裁(閲覧)を了した基本計画書に基づき、その範囲内で作成され、整備計画局長に申請するものであることから、調達部長の専決事項③に該当するものと考えられる。

ただし、重要又は異例に属するものと判断される案件及び一部計画未確定の工事として、基本計画書の項目名称が括弧書きとされている案件等については、局長の決裁事項とすべきである。

2. 実施計画書(指示)

実施計画書(指示)は、取得等訓令等に基づき、局長からの実施計画書(申請)を受けた整備計画局長がその内容を審査し、幕僚長等と協議を終了した上で、当該実施計画書に基づく施設の取得等の実施を局長に指示(通知)されるものであることから、調達部長の専決事項③に該当するものと考えられる。

ただし、局長の決裁事項とした、実施計画書(申請)に係る実施計画書(指示)の案件及び実施計画書(申請)と内容が異なる実施計画書(指示)の案件については、局長の決裁(供覧)事項とすべきである。

3. 工事契約締結報告書

工事契約締結報告書は、取得等訓令等に基づき、定められた書式をもって、契約額等の契約内容について、局長が防衛大臣に提出するものであることから、調達部長の専決事項③に該当するものと考えられる。

4. 工事完成報告書

工事完成報告書は、取得等訓令等に基づき、定められた書式をもって、完成検査日等について、局長が整備計画局長に提出するものであることから、調達部長の専決事項③に該当するものと考えられる。

5. 設計図面等

設計図面等は、各局の内部組織に関する達等により調達部の実施各課の事務とされ

ており、局の職員が専門的・技術的な関係法令、各種基準及び規則等に基づき作成するものであることから、調達部長の専決事項①に該当するものと考えられる。

6. 積算価格内訳明細書

予定価格は、予算決算及び会計令(以下「予決令」という)に基づき、契約担当官等が、その競争入札に付する事項の価格の総額を当該事項に関する仕様書、設計書等(積算価格内訳明細書)によって予定し、その入札参加者の格付け及び契約金額を決定し、適正な契約を行うための基準であり、局長の決裁事項①のアに該当するものと考えられることから、支出負担行為担当官等たる局長として、最終的な判断が必要であるため、局長の決裁事項とすべき案件である。

他方、積算価格内訳明細書は、会計法に基づき、契約担当官等から補助者として業務の監督を命じられた業務監督官が専門的・技術的な関係法令、各種基準及び規則等に基づき作成した仕様書及び設計書等を基に、予算執行職員等の責任に関する法律施行令(以下「予責法等」という)に基づき、補助者として当該事務を処理することを命じられた職員(以下「予算執行職員」という)又は会計法に基づく工事監督官が専門的・技術的な各種積算基準等に基づき算定・作成するものであることから、調達部長の専決事項①に該当するものと考えられる。

7. 補足説明書

補足説明書は、入札・契約手続のより一層の透明性等の確保の運用に基づき、予定価格と最低入札金額の差が大きい場合や入札参加者からの質問等に対し、専門的・技術的な設計図面等や積算価格に関して、担当者から入札参加者に対し、追加的に必要な補足説明を行うものであることから、設計図面等及び積算価格内訳明細書と同様に、調達部長の専決事項①に該当するものと考えられる。

8. 工事成績評定結果通知書

工事成績評定結果通知書は、工事成績評定要領に基づき、工事監督官等が行った評定結果を発注機関の長たる局長に提出し、速やかに局長から受注者に通知するものであるが、当該評定は、専門的・技術的な設計図面等に対する施工体制や状況、出来形及び出来ばえ等に関するものであることから、調達部長の専決事項①に該当するものと考えられる。

ただし、評価結果における評価点が65点未満のものについては、当該受注者が防衛省発注機関発注の工事入札の競争参加資格を得られないなどの不利益処分を受けることになるため、局長の決裁事項①の特にアに該当するものと考えられることから、局長として、直接決裁する必要がある。

9. 建設リサイクル法に係る通知書

建設リサイクル法に係る通知書は、建設工事に係る資材の再資源化に係る法律に基づき、対象建設工事の発注者たる局長が使用する特定建設資材の種類等を都道府県知

事に届け出るものであるが、当該資料は、専門的・技術的な設計図面等に基づき作成されるものであることから、調達部長の専決事項①及び③に該当するものと考えられる。

1 0．一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書は、土壤汚染対策法に基づき、土地の形質変更を行う局長が当該場所や着手予定日等を都道府県知事に届け出るものであるが、当該資料は、専門的・技術的な設計図面等に基づき作成されるものであることから、調達部長の専決事項①及び③に該当するものと考えられる。

1 1．危険物設置許可申請

危険物設置許可申請は、消防法に基づき、製造所等を設置する局長が当該製造所等の設置について市町村長の許可を受けるものであるが、当該資料は、専門的・技術的な設計図面等に基づき作成されるものであることから、調達部長の専決事項①及び③に該当するものと考えられる。

1 2．消防設備設置届

消防設備設置届は、消防法に基づき、政令で定める者たる局長が、消防用設備を設置したとき、消防長等に届け出て検査を受けるものであるが、当該資料は、専門的・技術的な設計図面等に基づき作成されるものであることから、調達部長の専決事項①及び③に該当するものと考えられる。

1 3．建築物エネルギー消費性能確保計画書

建築物エネルギー消費性能確保計画書は、建築物省エネ法に基づき、特定建築行為を行う局長が所管行政庁に提出し判定を受けるものであるが、当該資料は、専門的・技術的な設計図面等に基づき作成されるものであることから、調達部長の専決事項①及び③に該当するものと考えられる。

1 4．計画通知

計画通知は、建築基準法に基づき、建築物等を建築する行政機関の長たる局長が所管行政庁に提出し判定を受けるものであるが、当該資料は、専門的・技術的な設計図面等に基づき作成されるものであることから、調達部長の専決事項①及び③に該当するものと考えられる。